

最低賃金には 「地域別最低賃金」と 「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金

すべての
労働者
に適用

すべての
使用者
が遵守



都道府県
ごとに
設定

内 容

都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される者

年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金*

特定地域内の特定産業について定められています。

例えば、

設定件数
232件



北海道なら
乳製品
製造業



愛媛県なら
各種商品
小売業



愛知県なら
自動車(新車)
小売業



岡山県なら
鉄鋼業

など

内 容

関係労使が地域別最低賃金よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定されています。適用される産業は都道府県によって異なり、平成30年10月1日現在、全国で232の特定最低賃金が定められています。

適用される者

特定地域内の特定産業の基幹的労働者に適用されます。

(18歳未満または65歳以上の人、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の人、その他該当産業に特有の軽易な業務に従事する人など、個別に適用されない労働者の範囲が定められています。)

特定最低賃金の詳細は

[特定最低賃金](#)

検索

* 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
すべての地域別最低賃金は、時間額で定められています。ただし、一部の特定最低賃金は、日額と時間額が定められています。この場合、日額は日給の労働者に、時間額は日給以外の時間給・月給などの労働者にそれぞれ適用されます。